４．騒 音 ・ 振 動

（1）騒音・振動に係る環境基準

ア．騒音の環境基準

昭和 46 年５月 25 日　閣議決定
改正　平成７年 11 月 29 日　愛知県告示第895 号
改正　平成 10 年９月 30 日　環境庁告示第 64 号
改正　平成 11 年３月 26 日　愛知県告示第261 号

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			２車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	車線を有する道路に面する地域		

時間区分：昼間…６：00 ～ 22：00　夜間…22：00 ～翌日の６：00

（備考）　車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※「幹線道路を担う道路に近接する空間（高速自動車国道、一般国道、県道、４車線以上の市町村道等の道路端から 15 ないし 20 メートルの範囲）」については、特例として次の基準が定められている。

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

イ．新幹線鉄道騒音に係る騒音の環境基準

昭和 50 年７月 29 日　環境庁告示第 46 号
昭和 52 年４月 30 日　愛知県告示第484 号
改正　平成７年 11 月 29 日　愛知県告示第897 号

地域の種類	該当地域	基準値
Ⅰ	第１種低層住居専用地域・第２種低層住居専用地域・第１種中高層住居専用地域・第２種中高層住居専用地域・第１種住居地域・第２種住居地域・準住居地域及び市街化調整区域	70 デシベル以下
Ⅱ	近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域	75 デシベル以下

東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ 400 メートルまでの地域。ただし、鉄けた橋りょうについては、左右両側にそれぞれ 600 メートルまでの地域及び橋りょうの橋けたの先端部と線路の中心線の交点を中心に、それぞれ橋りょうの反対側に半径 600 メートルの円内の地域とし、トンネルのうち、坂の坂トンネルに限り、トンネルの出入口と線路の中心線の交点を中心にそれぞれトンネル側に半径 400 メートルの円内の地域。ただし東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。

（2）騒音・振動に係る限度値

ウ．自動車騒音の限度

昭和 46 年６月 23 日　総理府 厚生省 令第　3 号
昭和 50 年３月 26 日　愛知県告示第 269 号
改正　平成５年 10 月 28 日　総理府令第　47 号
改正　平成７年 11 月 29 日　愛知県告示第 894 号
改正　平成 11 年３月 17 日　豊橋市告示第　50 号
改正　平成 12 年３月 17 日　豊橋市告示第　52 号

<table>
<tr><th rowspan="3">区域区分</th><th rowspan="3">該当地域</th><th colspan="4">道路に面する区域</th><th colspan="2" rowspan="2">幹線道路近接区域</th></tr>
<tr><th colspan="2">１車線</th><th colspan="2">２車線以上</th></tr>
<tr><th>昼間</th><th>夜間</th><th>昼間</th><th>夜間</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr>
<tr><td>a</td><td>第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域</td><td rowspan="2">65
デシベル</td><td rowspan="2">55
デシベル</td><td>70
デシベル</td><td>65
デシベル</td><td rowspan="3">75
デシベル</td><td rowspan="3">70
デシベル</td></tr>
<tr><td>b</td><td>第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
都市計画区域で用途地域の定められていない地域</td><td rowspan="2">75
デシベル</td><td rowspan="2">70
デシベル</td></tr>
<tr><td>c</td><td>近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域</td><td>75
デシベル</td><td>70
デシベル</td></tr>
</table>

時間区分：昼間…６：00 ～ 22：00　夜間…22：00 ～翌日の６：00

エ．道路交通振動の限度

昭和 52 年 10 月 17 日　愛知県告示第1049号
改正　平成７年 11 月 29 日　愛知県告示第 900号
改正　平成 11 年３月 17 日　豊橋市告示第　51号

区域の区分	時間の区分 ／ 地域	昼間	夜間
		７時～ 20 時	20 時～７時
第１種区域	第１種低層住居専用地域・第２種低層住居専用地域・第１種中高層住居専用地域・第２種中高層住居専用地域・第１種住居地域・第２種住居地域及び準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第２種区域	近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域 市街化調整区域	70 デシベル	65 デシベル